

## 幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について

我が国の少子化は、令和 5 年の出生数が過去最低になるなど、深刻さを増している。令和 5 年 12 月に国が策定した「こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」では、若年人口が急激に減少する令和 12 年までをラストチャンスとし、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念の一つに掲げ、これまでの保育の量的な拡大から幼児教育・保育の質の向上へのシフトの考え方が示された。

しかし、保育の受け皿の拡大に比例するように保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、保育現場における人材の確保はますます困難となっている。加えて、幼児教育・保育の質の向上のため、国は、職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の創設といった保育人材の需要が高まる施策を打ち出しており、必要な保育人材は今後も増加することが見込まれ、保育士の確保・定着に向けた施策はこれまで以上に重要性を増している。

このような中、住居費が全国平均に比べて高額な九都県市では、保育人材の確保・定着に向けた対策の一つとして、国が実施している宿舍借り上げ支援事業が非常に有効な施策となっており、九都県市内の多くの保育事業者が利用している。しかし、十分な金額と長期の支援が人材の確保・定着につながるにもかかわらず、令和 3 年度から補助期間が段階的に短縮され、令和 2 年度以降九都県市域でも多くの自治体で国の補助基準額が引き下げられた。保育士にとって補助期間終了は実質的な収入減となるため、補助期間の短縮が保育人材の定着の妨げとなっている。また、引き下げ後の補助基準額では、同一市町村内であっても地域によっては補助が不足してしまっている。加えて、九都県市内の家賃水準は年々上昇しているにもかかわらず、補助基準額の上限について、制度が始まった平成 27 年度以降増額の見直しがなされていない。

また、保育士と同様に人材確保が困難になっている幼稚園教諭や医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもたちに対応する看護師、保育施設へ

の配置が義務付けられている調理員・栄養士についても、宿舍借り上げ支援の拡大等により、幼児教育・保育の質の向上のための確実な人材確保につなげる必要がある。

さらに、独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度は、公益性・非営利性を持つ社会福祉法人が経営する民間の社会福祉施設における職員の立場の安定や処遇改善に資する制度として確立されている。保育所等に対する公費助成は現在も継続されているものの、「新子育て安心プラン」の最終年度である令和6年度末までに、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえ、見直しに向けた結論を得ることとされている。しかし、保育所等は社会福祉法人による経営が未だ多数を占めるため、公費負担の見直しが保育事業全体に与える影響は計り知れない。公費負担が廃止又は縮小されると、社会福祉法人が経営する保育所等の事業者の負担が急増し、安定した保育運営に支障を来すおそれがあり、ひいては保育の質の低下を招きかねない。

そこで、幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について、次の3点を要望する。

- 1 宿舍借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額を令和元年度水準に復元し、さらなる増額を検討すること。また、補助期間を令和2年度と同様の期間に復元すること。
- 2 宿舍借り上げ支援の対象者を看護師、調理員、栄養士に拡大するとともに、幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業を創設すること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成について、現行制度を継続すること。

令和6年 月 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、  
共生・共助） 三原 じゅん子 様  
文部科学大臣 あべ 俊子 様  
厚生労働大臣 福岡 資 麿 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	山 中 竹 春
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市 長	清 水 勇 人
	相模原市 長	本 村 賢 太 郎